

公害紛争処理の動向

公害紛争処理制度によって、これまでに数多くの公害紛争事件が処理されてきました。昭和45年の制度発足以来、令和6年3月31日までに、公害等調整委員会には1,160件が係属し、うち1,114件が終結しています。また、都道府県公害審査会等には1,793件が係属し、うち1,746件が終結しています。

制度発足当初には、水俣病事件のような人の健康、財産に重大な被害を及ぼした「産業型」公害に関わる事件が多くみられました。

しかし、近年は、都市化の進展や環境に対する意識の高まりなどを背景として、こうした紛争に加えて、良好な生活環境の保全を求めて、近隣騒音などに関する「都市型・生活環境型」公害に関わる事件が増えてきており、公害紛争事件の態様は多様化してきています。

公害等調整委員会が扱った主な事件

- 不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件
- 渡良瀬川沿岸における鉍毒による農作物被害に係る損害賠償調停申請事件
- 大阪国際空港騒音調停申請事件
- スパイクタイヤ粉じん被害等調停申請事件
- 山梨・静岡ゴルフ場農薬被害等調停申請事件
- 小田急線騒音被害等責任裁定申請事件
- 豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件
- 尼崎市大気汚染被害防止あっせん申請事件
- 富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定嘱託事件
- 神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件
- 大津市における残土処分による水質汚濁被害等調停申請事件
- 東京国際空港航空機騒音調停申請事件

都道府県公害審査会等が扱った主な事案

- 工場や作業所の騒音・振動・悪臭・粉じんに関する事件
- 飲食店、駐車場やマンションの室外機等を発生源とする近隣騒音事件
- 道路の騒音防止をめぐる事件
- 廃棄物処理場の水質汚濁事件

公害等調整委員会が扱った主な事件の概要

豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件

平成5年11月、香川県小豆郡土庄町豊島の住民438人から、香川県、廃棄物処理業者及び廃棄物排出業者等を相手方（被申請人）として、香川県知事に対し廃棄物の撤去等を求める調停申請があり、県際事件のため、同年12月、公害等調整委員会に係属しました。

14回の調停期日の開催を経て、平成9年7月、処分地に存する廃棄物を中間処理すること等を内容とする中間合意が成立、平成12年6月の第37回調停期日において香川県との間で調停が成立しました。

なお、公害等調整委員会は、合意の履行に長期間を要することから、豊島廃棄物協議会に参加し、円滑・適切に機能するように関与しています。



公害調停成立（平成12年6月） 写真提供：香川県

富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定嘱託事件

平成16年8月、富山地方裁判所から黒部川河口海域における出し平ダムの排砂と漁業被害との因果関係の存否について原因裁定を求める嘱託がありました。

専門的調査や14回の審問期日の開催を経て、平成19年3月、養殖ワカメについては、排砂によって収穫の不振が生じたものと認めるとして、因果関係を一部認める裁定を行いました。

神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件

平成18年7月、茨城県神栖市等の住民34人から、国（代表者内閣総理大臣）及び茨城県を相手方（被申請人）として、ヒ素による健康被害について責任裁定を求める申請がありました（平成20年11月、同一原因による被害を主張する住民5人も参加）。

専門的調査や17回の審問期日の開催を経て、平成24年5月、被申請人茨城県に対し、慰謝料として、総額2,826万円の支払をするように命ずる裁定を行いました。